

## (16) 株式会社大妻フーズ育英奨学金規程

(平成19年8月1日制定)

(目的)

第1条 株式会社大妻フーズ（以下「大妻フーズ」という。）は営業利益から生ずる資金をもって、大妻女子大学大学院、大妻女子大学及び大妻女子大学短期大学部に学ぶ学生を対象に、奨学金を給与する。

2 この規程に定める奨学金は、大妻フーズ育英奨学金（以下「奨学金」という。）と称し、奨学金の支給を受ける者を大妻フーズ奨学生（以下、「奨学生」という。）と称する。

第2条 奨学金は、学業・人物ともに優れ、かつ、「食」と「健康」への関心が高く、自らの食生活においても、常に向上心を有する者で、幼少期から老年期までのライフステージを総合的に捉え、豊かな食生活と食文化の創造に積極的に寄与しようとする者の育成を目的とする。

(奨学金給与額及び給与期間)

第3条 この奨学金の給与額は、月額20,000円とし、給与期間は出願採用された当該年度とする。

(奨学生の募集・出願)

第4条 奨学生の募集人数については、大妻フーズ取締役会（以下「取締役会」という。）において審議決定し、毎月6月に公示して、出願を受け付ける。

2 奨学生を希望する者は、次の書類を学生支援グループに提出しなければならない。

(1) 願書

(2) 推薦書（大学院学生については指導教員、学部学生及び短期大学部学生についてはクラス指導主任の推薦書）

(3) 学業成績証明書

(4) その他大妻フーズが特に提出を求めるもの

3 提出された前項の書類は奨学生選考及び奨学金給与作業以外の目的には使用しないものとする。

(奨学生の推薦依頼)

第5条 大妻フーズ代表取締役（以下、「代表取締役」という。）は、大妻女子大学長及び大妻女子大学短期大学部学長に対し、奨学生として適切と認められた者の推薦を依頼する。

(奨学生の採用)

第6条 代表取締役は、取締役会において、前条により推薦された者について審査の上、奨学生を決定し、採用する。

(決定通知)

第7条 代表取締役は奨学生の決定を本人並びに大妻女子大学長及び大妻女子大学短期大学部学長に通知する。

(支給手続き)

第8条 奨学生の採用通知を受けた者は、所定の誓約書等を大妻フーズに提出しなければならない。

(奨学金の給与方法)

第9条 奨学金は、大妻フーズから当該年度の4月にさかのぼり毎月指定された口座に振り込まれる。

(奨学金給与の停止・取り消し)

第10条 代表取締役は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、奨学金の給与を停止又は取り消すことができる。

(1) 休学したとき

(2) 除籍、退学及び停学等の処分を受けたとき

(3) 願書及び提出書類に虚偽の記載をおこなったとき

(4) その他、取締役会が支給の停止又は取り消しを必要と認める事由があったとき

(奨学金の返還)

第11条 奨学生が、前条の規定により奨学金の給与を取り消された場合は、代表取締役は本人又はその保証人に対し、既に給与した奨学金の一部又は全部を一定期間内に返還させることができる。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、取締役会の議を経て代表取締役が決定する。

附 則

この規程は、平成19年8月1日から施行し、平成19年4月1日より適用する。